

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 4年 5月18日	第152号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局行政部法制課長	

目	次	ページ
規 則		
○ 名古屋市営住宅条例施行細則及び名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課)	(第73号) 4
告 示		
○ 事後調査結果報告書（供用開始後）について	(環境・地域環境対策課)	(第268号) 26
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第269号) 28
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第270号) 31
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第271号) 33
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第272号) 35
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第273号) 36
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更	(健福・保護課)	(第274号) 37
○ 名古屋市農業センターの指定管理者の公募	(緑土・農業センター)	(第275号) 39
○ 名古屋都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可に伴う関係図書の縦覧に関する公告について	(上下水・下水道計画課)	(第276号) 41
○ 名古屋都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可に伴う周知公告について	(上下水・下水道計画課)	(第277号) 42
○ 名古屋都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可に伴う関係図書の縦覧に関する公告について	(上下水・下水道計画課)	(第278号) 43
○ 名古屋都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可に伴う周知公告について	(上下水・下水道計画課)	(第279号) 44
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課)	(第280号) 45
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課)	(第281号) 47
○ 大曾根北土地区画整理事業の事業計画の変更縦覧	(住都・大曾根北・筒井都市整備事務所)	(第282号) 49

○ 名古屋市森林整備計画について	(緑土・都市農業課)	(第283号)	50
○ 名古屋市議会臨時会の招集について	(総務・総務課)	(第284号)	51
○ 特定計量器定期検査の実施	(経済・産業企画課)	(第285号)	52
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課)	(第286号)	54
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課)	(第287号)	59
○ 名古屋都市計画用途地域の変更案の縦覧	(住都・都市計画課)	(第288号)	61
○ 名古屋都市計画特別用途地区の変更案の縦覧	(住都・都市計画課)	(第289号)	63
○ 名古屋都市計画高度地区の変更案の縦覧	(住都・都市計画課)	(第290号)	65
○ 名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更案の縦覧	(住都・都市計画課)	(第291号)	67
○ 名古屋都市計画風致地区の変更案の縦覧	(住都・都市計画課)	(第292号)	69
○ 名古屋都市計画道路の変更案の縦覧	(住都・街路計画課)	(第293号)	71
○ 名古屋都市計画公園の変更案の縦覧	(住都・都市計画課)	(第294号)	73
○ 名古屋都市計画緑地の変更案の縦覧	(住都・都市計画課)	(第295号)	75

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)		77
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)		79
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)		81
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)		83
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)		85
○ 土地改良区の役員の就退任の公告	(緑土・都市農業課)		87
○ 認可地縁団体の所有不動産の登記移転等に係る公告	(ス市・地域振興課)		90

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市営住宅条例施行細則及び名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第73号）

1 改正内容

(1) 名古屋市営住宅条例施行細則

納入通知書、納付書及び督促状について、現行様式の見直しを行うことに伴い、新たな様式を追加し、規定の整備を行います。（第14条の 2、第14条の 3、第16条、第32条の 2、第32条の 5、別記目次及び別記第22号様式の 2から別記第22号様式の 9関係）

(2) 名古屋市定住促進住宅条例施行細則

ア 納入通知書、納付書及び督促状について、現行様式の見直しを行うことに伴い、新たな様式を追加し、規定の整備を行います。（第13条の 2、第13条の 3、第15条、第17条の 2、第17条の 5、別記目次及び別記第11号様式の 4から別記第11号様式の11関係）

イ 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 5年建設省令第16号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 5条関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。ただし、名古屋市定住促進住宅条例施行細則第 5条第 2項の改正規定は、公布の日から施行します。

名古屋市営住宅条例施行細則及び名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 5 月 11 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第73号

名古屋市営住宅条例施行細則及び名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部を改正する規則

(名古屋市営住宅条例施行細則の一部改正)

第 1 条 名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の 2 条を加える。

(家賃の納付)

第14条の 2 市長は、条例第15条第 1 項の規定により家賃を徴収するときは、入居者に対し、その納付すべき家賃の額を通知しなければならない。

2 前項の通知は、別記第22号様式の 2 から別記第22号様式の 4 までによる納入通知書により行うものとする。

3 交付済の納入通知書による収納が困難な場合等で、市長が必要と認めたときは、別記第22号様式の 5 から別記第22号様式の 8 までによる納付書により納付させるものとする。

(家賃の督促)

第14条の3 市長は、入居者が納期限までに家賃を完納しない場合においては、納期限後40日以内に期限を指定して督促状（別記第22号様式の9）を発しなければならない。

第16条に次の1項を加える。

- 5 第14条の2の規定は、敷金の納付について準用する。この場合において、同条第2項中「別記第22号様式の2から別記第22号様式の4まで」とあるのは「別記第22号様式の2」と、同条第3項中「別記第22号様式の5から別記第22号様式の8まで」とあるのは「別記第22号様式の5」と読み替えるものとする。

第32条の2第2項中「第15条第3項」を「第15条第2項及び第3項」に、「第15条の」を「第14条の2から第15条までの」に、「同条中」を「これらの規定中」に、「第15条第1項」とあるのは「第45条の3第3項」と、「」に改め、「使用料」との次に「、「入居者」とあるのは「使用者」と」を加える。

第32条の5に次の1項を加える。

- 2 第14条の2の規定は、駐車場の敷金の納付について準用する。この場合において、同条第1項中「第15条第1項」とあるのは「第45条の4第1項」と、「家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、同条第2項中「別記第22号様式の2から別記第22号様式の4まで」とあるのは「別記第22号様式の2」と、同条第3項中「別記第22号様式の5から別記第22号様式の8まで」とあるのは「別記第22号様式の5」と読み替えるものとする。

			「第22号様式	家賃徴収猶予承認書	を	第22号様式	家賃徴収	納
						第22号様式の2	敷金	納
						第22号様式の3		納
						第22号様式の4		納
別記目次中			「第22号様式	家賃徴収猶予承認書	を	第22号様式の5		納
						第22号様式の6		納
						第22号様式の7		納
						第22号様式の8		納

収猶予承認書

入通知書

入通知書

入通知書

付書 に改める。

付書

付書

付書

促状 」

別記第22号様式の次に次の8様式を加える。

納入通知書

本書のとおり納入してください。

年 月 日

名古屋市長



納入場所

納入者	住所 氏名				様
-----	----------	--	--	--	---

年度		金額	円	納期限	年 月 日
----	--	----	---	-----	-------

ただし、

会計		科目		主管	
----	--	----	--	----	--

納入済通知書

名古屋市		金額	円
年度		納期限	年 月 日 主管

氏名			
様納			
領収日付印			
ただし、			

納入者	氏名			領収日付印
ただし、				
会計		科目		上記のとおり通知します。

(名古屋市保管)

年度 納入書
(原符)

名古屋市	
金額	円
会計	
科目	
納入者	氏名 様
ただし、	
主管	
上記のとおり納入します。	
領収日付印	
納期限 年 月 日	

(金融機関保管)

年度 領収証書

名古屋市	
金額	円
納入者	氏名 様
ただし、	
上記のとおり領収しました。	
主管	
この領収証書は、名古屋市の 収納機関の領収日付印が ないと効力を生じませんから ご注意ください。	
領収日付印	
納期限 年 月 日	

(納入者保管)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、納入済通知書片は縦114.3ミリメートル、横125ミリメートル、原符片は縦114.3ミリメートル、横55.34ミリメートルとする。

納入通知書

納入者	住所 氏名
	様

年度					
年月分	金額	納期限	年月分	金額	納期限
年 月分	円	年 月 日	年 月分	円	年 月 日
年 月分	円	年 月 日	年 月分	円	年 月 日
年 月分	円	年 月 日	年 月分	円	年 月 日
年 月分	円	年 月 日	年 月分	円	年 月 日
年 月分	円	年 月 日	年 月分	円	年 月 日
年 月分	円	年 月 日	年 月分	円	年 月 日

本書のとおり納入してください。

年 月 日

名古屋市長



納入場所

歳入科目

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

納付書

納付場所

納付者	住所 氏名	様
-----	----------	---

年度	金額	円	取扱期限	年 月 日
----	----	---	------	-------

ただし、

会計	科目	主管
----	----	----

年月分	金額	備考
年 月分	円	

納付済通知書

名古屋市	金額	円
年度	取扱期限	年 月 日 主管

納付者	氏名	様納
-----	----	----

納付者	氏名	様納	領収日付印
ただし、			
会計			科目
			上記のとおり通知します。

(名古屋市保管)

年度 納入書
(原符)

名古屋市	
金額	円
会計	
科目	
納付者	氏名
	様
ただし、	
主管	
上記のとおり納入します。	
	領収日付印
	取扱期限 年 月 日

(金融機関保管)

年度 領収証書

名古屋市	
金額	円
納付者	氏名
	様
ただし、	
上記のとおり領収しました。	
主管	
この領収証書は、名古屋市の 収納機関の領収日付印が ないと効力を生じませんから ご注意ください。	
領収日付印	
取扱期限 年 月 日	

(納付者保管)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、納付済通知書片は縦114.3ミリメートル、横125ミリメートル、原符片は縦114.3ミリメートル、横55.34ミリメートルとする。

第22号様式の6

納付済通知書					年度 納入書 (原符)		年度 領収証書			
名古屋市		金額	円		名古屋市		名古屋市			
					金額	円				
年度		納期限	年 月 日	主管	会計					
					科目					
					納付者	氏名 様				
					ただし、					
					上記のとおり納入します。					
					主管					
					この領収証書は、名古屋市の 収納機関の領収日付印がな いと効力を生じませんから ご注意ください。					
					領収日付印					
					領収日付印					
					納期限 年 月 日					
					納期限 年 月 日					
(名古屋市保管)					(金融機関保管)				(納付者保管)	

備考 用紙の大きさは、縦 114.3 ミリメートル、横 210 ミリメートルとし、納付済通知書片は横 125 ミリメートル、原符片は横 55.34 ミリメートルとする。

第22号様式の7

納付済通知書 (口座振替用)					年度 納入書 (原符) (口座振替用)			
名古屋市		金額			名古屋市			
			円					
年度		取扱期限	年 月 日	主管	金額	円		
					会計			
					科目			
					納 付 者	金融機関コード	種別	口座番号
						口座名義人 氏名		
納 付 者	氏名			領収日付印				
様納								
ただし、								
				主管				
				上記のとおり納入します。				
会計		科目	上記のとおり 通知します。		領収日付印			取扱期限 年 月 日
(名古屋市保管)					(金融機関保管)			

- 備考 1 この納付書は、口座振替の方法による納付の場合に使用するものである。
- 2 用紙の大きさは、縦 114.3 ミリメートル、横180.34ミリメートルとし、納付済通知書片は横 125 ミリメートル、原符片は横 55.34 ミリメートルとする。

第22号様式の8

納付済通知書					年度 納入書 (原符)		年度 領収証書	
名古屋市		金額	円		名古屋市		名古屋市	
年度	指定期限	年	月	日	主管		金額	円
					氏名		氏名 納付者 様	
					納付者 様			
					ただし、		ただし、	
					主管		上記のとおり領収しました。	
					上記のとおり納入します。		この領収証書は、名古屋市の 収納機関の領収日付印がな いと効力を生じませんから ご注意ください。	
					領収日付印			
					指定期限 年 月 日		指定期限 年 月 日	
(名古屋市保管)					(金融機関保管)		(納付者保管)	

備考 用紙の大きさは、縦114.3ミリメートル、横210ミリメートルとし、納付済通知書片は横125ミリメートル、原符片は横55.34ミリメートルとする。

第22号様式の9

督促状

納付場所

納付者	住所
	氏名
様	

年度		金額	円	指定期限	年 月 日
----	--	----	---	------	-------

ただし、

会計		科目		主管	
----	--	----	--	----	--

上記の金額を指定期限までに必ず納付してください。

年 月 日

名古屋市長



- 備考 1 この様式は、別記第22号様式の8と併せて使用するものである。
- 2 用紙の大きさは、縦228.6ミリメートル、横210ミリメートルとする。

(名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部改正)

第2条 名古屋市定住促進住宅条例施行細則(平成9年名古屋市規則第115号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第1条第3号イ」を「第1条第4号イ」に改める。

第13条の次に次の2条を加える。

(家賃の納付)

第13条の2 市長は、条例第12条第1項の規定により家賃を徴収するときは、入居者に対し、その納付すべき家賃の額を通知しなければならない。

2 前項の通知は、別記第11号様式の4から別記第11号様式の6までによる納入通知書により行うものとする。

3 交付済の納入通知書による収納が困難な場合等で、市長が必要と認めたときは、別記第11号様式の7から別記第11号様式の10までによる納付書により納付させるものとする。

(家賃の督促)

第13条の3 市長は、入居者が納期限までに家賃を完納しない場合においては、納期限後40日以内に期限を指定して督促状(別記第11号様式の11)を発しなければならない。

第15条に次の1項を加える。

2 第13条の2の規定は、敷金の納付について準用する。この場合において、同条第2項中「別記第11号様式の4から別記第11号様式の6まで」とあるのは「別記第11号様式の4」と、同条第3項中「別記第11号様式の7から別記第11号様式の10まで」とあるのは「別記第11号様式の7」と読み替えるものとする。

第17条の2第2項中「第12条第3項」を「第12条第2項及び第3項」に、「第14条」を「第13条の2から第14条まで」に、「同条中」を「これらの規定中「第12条第1項」とあるのは「第22条第3項」と、」に改め、「使用料」との次に「、「入居者」とあるのは「使用者」と」を加える。

第17条の5に次の1項を加える。

2 第13条の2の規定は、駐車場の敷金の納付について準用する。この場合において、同条第1項中「第12条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、

「家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、同条第2項中「別記第11号様式の4から別記第11号様式の6まで」とあるのは「別記第11号様式の4」と、同条第3項中「別記第11号様式の7から別記第11号様式の10まで」とあるのは「別記第11号様式の7」と読み替えるものとする。

別記目次中「第11号様式の3 定住促進住宅家賃変更・定住促進住宅家賃

「第11号様式の3 定住促進住宅家賃変更・定住促

第11号様式の4 納入通知書

第11号様式の5 納入通知書

第11号様式の6 納入通知書

減額承認変更通知書」を 第11号様式の7 納付書

第11号様式の8 納付書

第11号様式の9 納付書

第11号様式の10 納付書

第11号様式の11 督促状

進住宅家賃減額承認変更通知書

に改める。

」

別記第11号様式の3の次に次の8様式を加える。

納入通知書

本書のとおり納入してください。

年 月 日

名古屋市長



納入場所

納入者	住所 氏名				様
-----	----------	--	--	--	---

年度		金額	円	納期限	年 月 日
----	--	----	---	-----	-------

ただし、

会計		科目		主管	
----	--	----	--	----	--

納入済通知書

名古屋市		金額	円
年度		納期限	年 月 日 主管

氏名			
様納			
ただし、			

納入者	氏名			領収日付印
ただし、				
会計		科目		上記のとおり通知します。

(名古屋市保管)

年度 納入書
(原符)

名古屋市	
金額	円
会計	
科目	
納入者	氏名
様	
ただし、	
主管	
上記のとおり納入します。	
領収日付印	
納期限 年 月 日	

(金融機関保管)

年度 領収証書

名古屋市	
金額	円
納入者	氏名
様	
ただし、	
上記のとおり領収しました。	
主管	
この領収証書は、名古屋市の 収納機関の領収日付印が ないと効力を生じませんから ご注意ください。	
領収日付印	
納期限 年 月 日	

(納入者保管)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、納入済通知書片は縦114.3ミリメートル、横125ミリメートル、原符片は縦114.3ミリメートル、横55.34ミリメートルとする。

第11号様式の 5

納入通知書		
		本書のとおり納入してください。 年 月 日 名古屋市長 印 納入場所
納入者	住所 氏名 様	
年度		
ただし、		
会計	科目	主管
年月分	金額	納期限
年 月分	円	年 月 日
年 月分	円	年 月 日
年 月分	円	年 月 日
年 月分	円	年 月 日
年 月分	円	年 月 日
年 月分	円	年 月 日
年 月分	円	年 月 日
年 月分	円	年 月 日
年 月分	円	年 月 日
年 月分	円	年 月 日
年 月分	円	年 月 日

- 備考 1 この様式は、別記第11号様式の 8 と併せて使用するものである。
- 2 用紙の大きさは、縦 228.6 ミリメートル、横 210 ミリメートルとする。

納入通知書

納入者	住所 氏名
	様

年度					
年月分	金額	納期限	年月分	金額	納期限
年 月分	円	年 月 日	年 月分	円	年 月 日
年 月分	円	年 月 日	年 月分	円	年 月 日
年 月分	円	年 月 日	年 月分	円	年 月 日
年 月分	円	年 月 日	年 月分	円	年 月 日
年 月分	円	年 月 日	年 月分	円	年 月 日
年 月分	円	年 月 日	年 月分	円	年 月 日

本書のとおり納入してください。

年 月 日

名古屋市長



納入場所

歳入科目

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

納付書

納付場所

納付者	住所 氏名	様
-----	----------	---

年度	金額	円	取扱期限	年 月 日
----	----	---	------	-------

ただし、

会計	科目	主管
----	----	----

年月分	金額	備考
年 月分	円	

納付済通知書

名古屋市	金額	円
年度	取扱期限	年 月 日 主管

氏名		様納
納付者	領収日付印	

ただし、

会計	科目	上記のとおり通知します。
----	----	--------------

(名古屋市保管)

年度 納入書
(原符)

名古屋市	
金額	円
会計	
科目	
納付者	氏名 様
ただし、	
主管	
上記のとおり納入します。	
領収日付印	
取扱期限 年 月 日	

(金融機関保管)

年度 領収証書

名古屋市	
金額	円
納付者	氏名 様
ただし、	
上記のとおり領収しました。	
主管	
この領収証書は、名古屋市の 収納機関の領収日付印が ないと効力を生じませんから ご注意ください。	
領収日付印	
取扱期限 年 月 日	

(納付者保管)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、納付済通知書片は縦114.3ミリメートル、横125ミリメートル、原符片は縦114.3ミリメートル、横55.34ミリメートルとする。

第11号様式の9

納付済通知書 (口座振替用)					年度 納入書 (原符) (口座振替用)			
名古屋市		金額	円		名古屋市			
					金額	円		
年度		取扱期限	年 月 日	主管	会計			
					科目			
					納 付 者	金融機関コード	種別	口座番号
						口座名義人 氏名		
納 付 者	氏名			領収日付印				
	様納							
ただし、								
				主管				
				上記のとおり納入します。				
会計		科目	上記のとおり 通知します。		領収日付印			
					取扱期限 年 月 日			
(名古屋市保管)					(金融機関保管)			

- 備考 1 この納付書は、口座振替の方法による納付の場合に使用するものである。
- 2 用紙の大きさは、縦 114.3 ミリメートル、横180.34ミリメートルとし、納付済通知書片は横 125 ミリメートル、原符片は横 55.34 ミリメートルとする。

第11号様式の10

納付済通知書					年度 納入書 (原符)		年度 領収証書	
名古屋市		金額	円		名古屋市		名古屋市	
					金額	円		
年度		指定期限	年 月 日	主管	会計			
					科目			
					納付者	様		
					氏名			
					ただし、			
					上記のとおり納入します。			
					主管			
					領収日付印			
					指定期限 年 月 日			
(名古屋市保管)					(金融機関保管)			
					領収日付印			
					指定期限 年 月 日			
(名古屋市保管)					(納付者保管)			

備考 用紙の大きさは、縦 114.3 ミリメートル、横 210 ミリメートルとし、納付済通知書片は横 125 ミリメートル、原符片は横 55.34 ミリメートルとする。

督促状

納付場所

納付者	住所	様
	氏名	

年度		金額	円	指定期限	年 月 日
ただし、					
会計		科目		主管	

上記の金額を指定期限までに必ず納付してください。

年 月 日

名古屋市長



- 備考 1 この様式は、別記第11号様式の10と併せて使用するものである。
- 2 用紙の大きさは、縦 228.6 ミリメートル、横 210 ミリメートルとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条中名古屋市定住促進住宅条例施行細則第5条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第5号）の規定に基づいて交付されている納入通知書及び納付書（市営住宅又は定住促進住宅の家賃又は駐車場の使用料に係るものに限る。）は、第1条の規定による改正後の名古屋市営住宅条例施行細則及び第2条の規定による改正後の名古屋市定住促進住宅条例施行細則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

名古屋市告示第268号

事後調査結果報告書（供用開始後）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第1項の規定に基づき、事業者から名古屋市富田工場設備更新事業に係る事後調査結果報告書（供用開始後）（以下「事後調査結果報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事後調査結果報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和4年5月10日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名古屋市
名古屋市長 河村たかし
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
- 2 対象事業の名称及び種類
名古屋市富田工場設備更新事業
廃棄物処理施設の建設
- 3 対象事業の実施場所
名古屋市中川区吉津四丁目3208番地
- 4 事後調査結果報告書の提出年月日
令和4年4月26日（火）
- 5 事後調査結果報告書の縦覧の場所、期間及び時間
(1) 縦覧場所
ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

(名古屋市役所東庁舎 5 階)

イ 名古屋市中川区高畑一丁目223番地

中川区役所

ウ 名古屋市中川区春田三丁目215番地

中川区役所富田支所 (以下「富田支所」という。)

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター (以下「環境学習センター」という。)

(伏見ライフプラザ13階)

オ 愛知県あま市甚目寺二伴田76番地

あま市市民生活部環境衛生課 (以下「あま市環境衛生課」という。)

(あま市役所甚目寺庁舎 2 階)

(2) 縦覧期間

令和4年5月10日(火)から同月24日(火)まで。ただし、地域環境対策課、中川区役所、富田支所及びあま市環境衛生課にあっては日曜日及び土曜日を、環境学習センターにあっては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、中川区役所及び富田支所

午前8時45分から午後5時15分まで

イ 環境学習センター

午前9時30分から午後5時00分まで

ウ あま市環境衛生課

午前8時30分から午後5時15分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 269号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 4年 5月10日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	指定年月日
楡の木ファミリークリニック	名古屋市北区平安二丁目24番68号	令和 4年 3月 1日
リリークリニック	名古屋市西区浅間一丁目 1番 4号	令和 4年 2月 1日
NexWelクリニック大名古屋ビル皮膚科	名古屋市中村区名駅三丁目28番12号	令和 4年 3月 1日
まゆりなclinic名古屋栄	名古屋市中区栄三丁目27番 1号	令和 4年 3月 1日

もり在宅クリニック	名古屋市中川区高畑二丁目14番地	令和 4年 2月 1日
なるみ在宅診療クリニック	名古屋市緑区鳴海町向田 1番地の 3	令和 4年 1月 1日

2 歯科

医療機関名	所在地	指定年月日
城北歯科医院・矯正歯科	名古屋市北区萩野通 1丁目37番地	令和 4年 1月 1日
後藤歯科医院	名古屋市北区田幡二丁目13番 9号	令和 4年 1月 1日
エスカ歯科・矯正歯科	名古屋市中村区椿町 6番 9号先	令和 4年 2月 1日
名古屋ウィズ歯科・矯正歯科	名古屋市中村区名駅二丁目44番 2号	令和 4年 2月 1日
ゆうゆう歯科	名古屋市緑区兵庫一丁目 712番地	令和 3年12月 1日

3 薬局

医療機関名	所在地	指定年月日
スギヤマ薬局清水店	名古屋市北区清水三丁目12番 9号	令和 4年 2月 1日
たんぼぼ薬局大曽根店	名古屋市北区大曽根二丁目 9番52号	令和 4年 3月 1日
きのご薬局	名古屋市北区平安二丁目24番58号	令和 4年 3月 1日

ほそごめ薬局	名古屋市中川区細米町 2丁目 3番地	令和 4年 2月 1日
--------	--------------------	-------------

4 訪問看護

医療機関名	所在地	指定年月日
エレ訪問看護リハビリステーション	名古屋市東区東大曾根町23番15号	令和 4年 1月 1日
訪問看護リハビリステーションはあちゃん中川	名古屋市中川区伏屋三丁目1108番地	令和 4年 3月 1日
CUORE	名古屋市港区港陽三丁目11番23号	令和 3年12月 1日
スマイルケア訪問看護ステーション	名古屋市港区正保町 7丁目81番地	令和 4年 2月 1日
訪問看護ステーションNR	名古屋市南区明治二丁目17番 1号	令和 3年12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 270号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 4年 5月10日

名古屋市長 河 村 たかし

1 薬局

医 療 機 関 名	旧	ハーブ調剤薬局
	新	ハーブ調剤薬局名東店
所 在 地	旧	名古屋市名東区猪子石原三丁目 905番地
	新	名古屋市名東区猪子石原三丁目 808番地
変 更 年 月 日	令和 4年 2月20日	

2 訪問看護ステーション

医 療 機 関 名	れんげ訪問看護ステーション	
所 在 地	旧	名古屋市守山区苗代二丁目11番 7号
	新	名古屋市守山区苗代二丁目 5番16号
変 更 年 月 日	令和 4年 2月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 271号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 5月10日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	廃止年月日
一社メンタルクリニック	名古屋市名東区一社一丁目86番地	令和 4年 4月 1日

2 歯科

医療機関名	所在地	廃止年月日
後藤歯科医院	名古屋市北区田幡二丁目13番 9号	令和 4年 1月 1日
山口ファミリア歯科	名古屋市緑区四本木 540番地	令和 4年 3月31日

3 薬局

医療機関名	所在地	廃止年月日
調剤薬局ツルハド ラッグ鶴舞店	名古屋市中区千代田四丁目 5番 3号	令和 4年 1月11日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 272号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 4年 5月10日

名古屋市長 河 村 たかし

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人清医会さぶり歯科	名古屋市中区錦一丁目20番25号	令和 4年 2月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 273号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 5月10日

名古屋市長 河 村 たかし

1 歯科

医療機関名	所在地	廃止年月日
さぶり歯科	名古屋市中区錦一丁目20番25号	令和 4年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 274号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 2項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 2項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 4年 5月10日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 者 名	増田 裕一	
施 術 所 名	佐渡鍼灸治療院（出張専門）	
所 在 地	旧	名古屋市北区如意五丁目12番地の 2
	新	名古屋市北区如意三丁目70番地の 6
変 更 年 月 日	令和 4年 2月 1日	

2 はり・きゅう

施 術 者 名	増田 裕一	
施 術 所 名	佐渡鍼灸治療院（出張専門）	
所 在 地	旧	名古屋市北区如意五丁目12番地の 2
	新	名古屋市北区如意三丁目70番地の 6

変 更 年 月 日	令和 4年 2月 1日
-----------	-------------

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 275号

名古屋市農業センターの指定管理者の公募

名古屋市農業センター条例（令和 4年名古屋市条例第 8号）第13条第 1項の規定により、名古屋市農業センターの指定管理者を次のとおり募集します。

令和 4年 5月10日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市農業センター

(2) 所在地

名古屋市天白区天白町大字平針字黒石2872番地の 3

2 業務の範囲

名古屋市農業センターの管理運営に関する業務のうち、募集要項等に定めるもの。

3 指定期間

令和 5年 4月 1日から令和15年 3月31日までの10年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトにて公開していますので、ダウンロードしてご覧ください。

ダウンロードページアドレス

<https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000152431.html>

(2) 配布期間

令和 4年 5月10日（火）午前 9時から同年 7月 7日（木）午後 5時まで

(3) 応募申込書類の受付期間

令和 4年 5月26日（木）から同年 7月 7日（木）の午前 9時から午後 5時まで（正午から午後 1時までを除きます。）。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(4) 受付方法

ア 持参する場合

次の場所へ直接お持ちください。

名古屋市緑政土木局都市農業課（名古屋市役所西庁舎 5階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話 052-972-2462

イ 郵送の場合

アの住所まで送付してください。（締切日必着）

5 募集内容の詳細等

募集要項によります。

6 問合せ先

名古屋市緑政土木局農業センター

〒468-0021 名古屋市天白区天白町大字平針字黒石2872番地の 3

電話 052-801-5221（休園日は留守番電話になります。）

電子メールアドレス a8015221@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第 276号

名古屋都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可に伴う関係図書の縦覧に関する公告について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第62条第 2項の規定により、次のとおり関係図書を告示の日から事業施行期間の終了の日まで一般の縦覧に供します。

令和 4年 5月10日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市上下水道局技術本部計画部下水道計画課

（名古屋市役所西庁舎 9階）

2 縦覧に供する図書

名古屋都市計画下水道事業名古屋公共下水道（千年処理区）に係る図書

名古屋市上下水道局技術本部計画部下水道計画課

名古屋市告示第 277号

名古屋都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可に伴う周知公
告について

愛知県知事による名古屋都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可告示が
ありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、
次のとおり公告します。

令和 4年 5月10日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 都市計画事業の種類及び名称
名古屋都市計画下水道事業名古屋公共下水道（千年処理区）
- 2 施行者の名称
名古屋市
- 3 事務所の所在地
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

名古屋市上下水道局技術本部計画部下水道計画課

名古屋市告示第 278号

名古屋都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可に伴う関係図書の縦覧に関する公告について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第62条第 2項の規定により、次のとおり関係図書を告示の日から事業施行期間の終了の日まで一般の縦覧に供します。

令和 4年 5月10日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市上下水道局技術本部計画部下水道計画課

（名古屋市役所西庁舎 9階）

2 縦覧に供する図書

名古屋都市計画下水道事業名古屋公共下水道（露橋処理区）に係る図書

名古屋市上下水道局技術本部計画部下水道計画課

名古屋市告示第 279号

名古屋都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可に伴う周知公
告について

愛知県知事による名古屋都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可告示が
ありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、
次のとおり公告します。

令和 4年 5月10日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 都市計画事業の種類及び名称
名古屋都市計画下水道事業名古屋公共下水道（露橋処理区）
- 2 施行者の名称
名古屋市
- 3 事務所の所在地
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

名古屋市上下水道局技術本部計画部下水道計画課

名古屋市告示第 280号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 4年 5月11日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
工藤 勉 名古屋市中川区柳瀬町 2丁目32番地の 2
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
小塚 憲夫 名古屋市中川区江松四丁目 521番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市中川区江松西町 505番、田、464.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 使用貸借権
 - (2) 内容 田として利用
 - (3) 存続期間 令和 4年 5月13日から令和 7年 5月12日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
58,952.25平方メートル
 - (2) 農作業従事の状況
農業従事日数： 240日、農業従事者：12人
 - (3) 農機具の保有状況
トラクター： 2、田植機： 2、管理機： 3、コンバイン： 1
バインダー： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 4年 5月11日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
稲田 勝彦 名古屋市港区春田野一丁目2802番地
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
吉田 キヨ子 名古屋市港区西福田一丁目1404番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市港区西福田一丁目1517番、畑、128.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 賃借権
 - (2) 内容 畑として使用
 - (3) 存続期間 令和 4年 6月 1日から令和 7年 5月31日まで
 - (4) 借賃 10,000円
 - (5) (4)の支払い方法 毎年 6月末日までに口座振替
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
なし
 - (2) 農作業従事の状況
農業従事日数： 150日、農業従事者： 2人
 - (3) 農機具の保有状況

耕うん機： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 282号

大曾根北土地区画整理事業の事業計画の変更縦覧

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業の事業計画を変更するため、土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第55条第13項において準用する同条第 1項の規定により、当該事業計画を公衆の縦覧に供します。

令和 4年 5月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧期間

令和 4年 5月18日から同月31日まで

2 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

3 縦覧の場所

名古屋市東区豊前町 2丁目45番地

名古屋市大曾根北・筒井都市整備事務所

名古屋市住宅都市局都市整備部大曾根北・筒井都市整備事務所

名古屋市告示第 283号

名古屋市森林整備計画について

森林法（昭和26年法律第 249号）第10条の 5第 1項の規定による名古屋市森林整備計画を変更しましたので、次のとおり縦覧に供します。

令和 4年 5月12日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧の日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除く、午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

2 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市緑政土木局都市農業課
（名古屋市役所西庁舎 5階）

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 284 号

名古屋市議会臨時会の招集について

次の事件につき、令和 4 年 5 月 19 日午前 11 時に、名古屋市議会臨時会を招集します。

令和 4 年 5 月 12 日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 常任委員の選任
- 1 特別委員会の中間報告について
- 1 令和 4 年度名古屋市・愛知県調整会議構成員の選挙
- 1 令和 4 年度名古屋市一般会計補正予算（第 1 号）
- 1 名古屋市市税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について

名古屋市総務局総務課

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和 4 年 5 月 12 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 定期検査を行う区域

天白区

2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
6 月 17 日（金）	平針（新）公民館（ホール）
6 月 21 日（火）	八事東コミュニティセンター（第 2 会議室）
6 月 29 日（水）	平針（新）公民館（ホール）
7 月 5 日（火）	天白学校体育センター（会議室）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 2 項の規定に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市告示第 286号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第 79条第 1項、第 115条の 2第 1項及び第 115条の12第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 4年 5月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ドリームサポート	訪問看護ステーション ガジュマル	名古屋市千種区御影町 1丁目12番地	令和 4年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社はんどライフサポート	訪問看護ステーションえびす	名古屋市千種区橋本町 3丁目26番地	令和 4年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社AHP	パブリカこころの訪問看護ステーション名駅さこう	名古屋市西区則武新町四丁目 4番19号	令和 4年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
合同会社さくらそう	訪問看護ステーション さくらそう	名古屋市西区浮野町 166番地	令和 4年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

株式会社KEI	訪問看護ステーションAMO	名古屋市中村区豊国通 4丁目23番地	令和 4年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
医療法人清翔会	名駅アール歯科・矯正歯科	名古屋市中村区名駅四丁目10番25号	令和 4年 4月 1日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
株式会社安達組	たのもう	名古屋市港区宝神二丁目 601番地の 1	令和 4年 4月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
株式会社翔	訪問看護にいろいろ	名古屋市守山区元郷二丁目1408番地	令和 4年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ジョイフルハーツ	訪問看護ステーション恕庵	名古屋市名東区社台一丁目 103番地	令和 4年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ぷらすわん	訪問看護 ありがとう	名古屋市天白区向が丘三丁目1306番地	令和 4年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
ファミリー・ホスピス株式会社	ナースコール野並	名古屋市天白区野並三丁目 235番地	令和 4年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社リハ	あいじゅヘル	名古屋市千種区	令和 4年	訪問介護

ピネス	プサービス	千代が丘 3番 3号	4月 1日	
株式会社セル フリアリゼー ション	介護LABO	名古屋市中村区 長箴町 7丁目33 番地	令和 4年 4月 1日	訪問介護
株式会社エー ジェントA	訪問介護 ぼ ちぼち きた	名古屋市中区丸 の内一丁目 4番 29号	令和 4年 4月 1日	訪問介護
株式会社アネ スト	アネスト名古 屋訪問介護サ ービス	名古屋市瑞穂区 弥富通 1丁目 6 番地	令和 4年 4月 1日	訪問介護
株式会社メデ ィカル・ライ フアップ	ライフアップ 訪問介護セン ター	名古屋市瑞穂区 陽明町 2丁目31 番地	令和 4年 4月 1日	訪問介護
株式会社アミ ューズライフ サポート	アミューズ訪 問介護事業所	名古屋市守山区 小幡千代田 2番 7号	令和 4年 4月 1日	訪問介護
ファミリー・ ホスピス株式 会社	ケアコール野 並	名古屋市天白区 野並三丁目 235 番地	令和 4年 4月 1日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
社会福祉法人 貴和会	アカデミック 小規模多機能 太閤	名古屋市中村区 日吉町22番地の 2	令和 4年 4月 1日	小規模多機能型居 宅介護 介護予防小規模多 機能型居宅介護

4 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
合同会社アクアマリン	アクア 1号店	名古屋市西区中 小田井二丁目 484番地	令和 4年 4月 1日	地域密着型通所介 護
株式会社ファーストロジテム	デイフィット ネス りめい く	名古屋市昭和区 曙町 1丁目11番 地	令和 4年 4月 1日	地域密着型通所介 護
株式会社RYS	デイサービス 結愛	名古屋市中川区 露橋町26番地	令和 4年 4月 1日	地域密着型通所介 護
社会福祉法人すぎな	ヒュッゲおが わのもり	名古屋市港区新 茶屋三丁目 501 番地の 1	令和 4年 4月 1日	地域密着型通所介 護
特定非営利活動法人ジャパンケアライフ	1日型リハビリ デイサービス こもれび の舎 一社店	名古屋市名東区 社台 1丁目 100 番地	令和 4年 4月 1日	地域密着型通所介 護

5 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社さつき	ケアプランさ つき	名古屋市中村区 上米野町 1丁目 27番地の 2	令和 4年 4月 1日	居宅介護支援
株式会社masstocare	マストケアマ ネジメントセ ンター	名古屋市中川区 高畑五丁目 204 番地	令和 4年 4月 1日	居宅介護支援

合同会社心結	居宅介護支援 事業所つむぎ	名古屋市港区須 成町 3丁目28番 地	令和 4年 4月 1日	居宅介護支援
合同会社リト ルフォレスト	介護相談所 バンビ	名古屋市天白区 平針南三丁目 517番地の 2	令和 4年 4月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 287号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 115条の 5第 2項及び第 115条の15第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 4年 5月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社ジイトップ	訪問看護ステーション ジイトップ	名古屋市東区葵一丁目 1番 5号	令和 4年 2月18日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社 F i v e - Q	訪問看護ステーションファイブキュー	名古屋市中川区一色新町二丁目 2202番地	令和 4年 2月28日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社 F i v e - Q	訪問介護事業所ファイブキュー	名古屋市中川区一色新町二丁目 2202番地	令和 4年 2月28日	訪問介護
株式会社 B I	訪問介護ビッ	名古屋市名東区	令和 4年	訪問介護

G S M I L E	グスマイル	朝日が丘 101番地	2月28日	
株式会社 S t r a t e g y B a n k	ほうれんそう とさくらんぼ	名古屋市天白区 高坂町 291番地	令和 4年 2月28日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社 H S K A I	小規模多機能 施設 よりあ い処 向山	名古屋市昭和区 向山町 3丁目30 番地	令和 4年 2月28日	小規模多機能型居 宅介護 介護予防小規模多 機能型居宅介護

4 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
フジ・ライフ サービス株式 会社	デイサービス センター天神 橋	名古屋市北区山 田四丁目 1番52 号	令和 4年 2月28日	地域密着型通所介 護
グローバルサ ービス株式会 社	岡喜デイサー ビス 金山	名古屋市熱田区 波寄町19番11号	令和 4年 2月28日	地域密着型通所介 護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 288号

名古屋都市計画用途地域の変更案の縦覧

名古屋都市計画用途地域を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 4年 5月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類

名古屋都市計画用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 4年 5月13日から同月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 289号

名古屋都市計画特別用途地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画特別用途地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 4年 5月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類

名古屋都市計画特別用途地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 4年 5月13日から同月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 290号

名古屋都市計画高度地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画高度地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 4年 5月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類

名古屋都市計画高度地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 4年 5月13日から同月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 291号

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更案の縦覧

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 4年 5月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 4年 5月13日から同月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 292号

名古屋都市計画風致地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画風致地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見のある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 4年 5月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類

名古屋都市計画風致地区

2 都市計画を変更する土地の区域

東山風致地区 名古屋市千種区池上町、鹿子町、鹿子殿、唐山町、清住町、新池町、園山町、高峯町、天白町大字植田、東明町、徳川山町、田代町、仁座町、猫洞通、萩岡町、東山通、東山元町、日和町、平和公園一丁目、平和公園二丁目、平和公園三丁目、星が丘元町、星が丘山手及び本山町
昭和区高峯町、妙見町、山手通及び八事富士見
名東区高針荒田、植園町、山香町、にじが丘、藤巻町、平和が丘一丁目、平和が丘二丁目及び平和が丘三丁目
天白区天白町大字植田及び大字八事

相生山風致地区 名古屋市天白区菅田三丁目、山根町、野並三丁目並びに天白町大字野並及び大字島田

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 4年 5月13日から同月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 293号

名古屋都市計画道路の変更案の縦覧

名古屋都市計画道路を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 4年 5月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類

名古屋都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

名称	起点	終点	主な経過地
3・1・141号 山手植田線	名古屋市昭和区 山手通 3丁目	名古屋市天白区 植田本町一丁目	名古屋市天白区 元植田一丁目
3・4・142号 八事天白溪線	名古屋市昭和区 八事富士見	名古屋市天白区 天白町大字八事 字裏山	—
3・4・213号 元植田線	名古屋市天白区 元植田二丁目	名古屋市天白区 元植田三丁目	—

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 4年 5月13日から同月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める

条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日
を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 1時までを
除きます。

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 294号

名古屋都市計画公園の変更案の縦覧

名古屋都市計画公園を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見のある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 4年 5月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類

名古屋都市計画公園

2 都市計画を変更する土地の区域

5・6・1号 東山公園

名古屋市千種区田代町字瓶杵及び字唐山、天白町大字植田字植田山、東山通 5丁目、東山元町 3丁目、4丁目及び 5丁目、星が丘元町並びに星が丘山手

名古屋市昭和区八事富士見

名古屋市名東区植園町 1丁目及び 3丁目、山香町、高針荒田、にじが丘 1丁目並びに藤巻町 1丁目、2丁目及び 3丁目

名古屋市天白区天白町大字植田字植田山並びに大字八事字裏山及び字山田

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 4年 5月13日から同月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 295号

名古屋都市計画緑地の変更案の縦覧

名古屋都市計画緑地を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見のある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 4年 5月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類

名古屋都市計画緑地

2 都市計画を変更する土地の区域

第10号 相生山緑地

名古屋市天白区菅田三丁目、山根町、野並三丁目並びに天白町大字野並字稲田、字笹原、字山ノ神、字北沢、字欠ノ上、字相生、字上新田及び字上大塚

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 4年 5月13日から同月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年5月9日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

トライアル名古屋茶屋店

名古屋市港区名古屋都市計画事業茶屋新田土地地区画整理事業 第81街区

2 変更した事項

大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
(仮称) トライアル港区秋葉店	トライアル名古屋茶屋店

3 変更の日

令和3年10月13日

4 変更した理由

店舗の名称変更のため

5 届出の日

令和4年4月20日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 5月 9日から同年 9月 9日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 9月 9日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年5月10日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友熱田三番町店

名古屋市熱田区三番町 212番 ほか 2筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所
合同会社西友	職務執行者 大久保 恒夫	東京都北区 赤羽二丁目 1番 1号	㈱西友	代表取締役 大久保 恒夫	変更なし

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所
合同会社西友	職務執行者 大久保 恒夫	東京都北区 赤羽二丁目 1番 1号	㈱西友	代表取締役 大久保 恒夫	変更なし

3 変更の日

令和4年1月6日

4 変更した理由

組織変更に伴う名称及び代表者変更のため

5 届出の日

令和 4年 4月20日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 5月10日から同年 9月12日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 9月12日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年5月10日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友御器所店

名古屋市昭和区塩付通3丁目1番2ほか5筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所
合同会社西友	職務執行者 大久保 恒夫	東京都北区 赤羽二丁目 1番 1号	㈱西友	代表取締役 大久保 恒夫	変更なし

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所
合同会社西友	職務執行者 大久保 恒夫	東京都北区 赤羽二丁目 1番 1号	㈱西友	代表取締役 大久保 恒夫	変更なし

3 変更の日

令和4年1月6日

4 変更した理由

組織変更に伴う名称及び代表者変更のため

5 届出の日

令和 4年 4月20日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 5月10日から同年 9月12日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 9月12日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年5月10日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友高針店

名古屋市名東区牧の里一丁目 401番 2 ほか23筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所
合同会社西友	職務執行者 大久保 恒夫	東京都北区 赤羽二丁目 1番 1号	(株)西友	代表取締役 大久保 恒夫	変更なし

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後		
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所
1	合同会社西友	職務執行者 大久保 恒夫	東京都北区 赤羽二丁目 1番 1号	(株)西友	代表取締役 大久保 恒夫	変更なし
2	(株)靴のホツタ	代表取締役 堀田 忠彦	愛知県清須市清洲1710番地	変更なし	代表取締役 堀田 弘	変更なし

3 変更の日

(1) 設置者及びNo. 1の小売業者については、令和 4年 1月 6日

(2) No. 2の小売業者については、平成28年10月 3日

4 変更した理由

(1) 設置者及びNo. 1の小売業者については、組織変更に伴う名称及び代表者変更のため

(2) No. 2の小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

令和 4年 4月20日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 5月10日から同年 9月12日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 9月12日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年5月10日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友鳴海店

名古屋市緑区黒沢台四丁目 801番 ほか 4筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所
合同会社西友	職務執行者 大久保 恒夫	東京都北区 赤羽二丁目 1番 1号	㈱西友	代表取締役 大久保 恒夫	変更なし

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所
合同会社西友	職務執行者 大久保 恒夫	東京都北区 赤羽二丁目 1番 1号	㈱西友	代表取締役 大久保 恒夫	変更なし

3 変更の日

令和4年1月6日

4 変更した理由

組織変更に伴う名称及び代表者変更のため

5 届出の日

令和 4年 4月20日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 5月10日から同年 9月12日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 9月12日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

土地改良区の役員の就退任の公告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区の役員が次のように退任し、及び就任した旨の届出がありました。

令和 4年 5月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 茶屋後土地改良区

(1) 退任役員

理事	肆矢	清	名古屋市港区新茶屋五丁目1605番地
理事	佐藤	増博	名古屋市港区新茶屋四丁目 608番地
理事	吉田	三男	名古屋市港区新茶屋五丁目1229番地
理事	家田	俊博	名古屋市港区新茶屋二丁目 126番地
監事	吉田	守	名古屋市港区新茶屋一丁目2101番地

(2) 就任役員

理事	佐藤	達治	名古屋市港区新茶屋四丁目 722番地
理事	豊田	雅	名古屋市港区新茶屋五丁目 306番地
理事	山田	直樹	名古屋市港区新茶屋五丁目2515番地の 1
理事	若松	忠輔	名古屋市港区新茶屋五丁目2723番地
監事	安井	幸雄	名古屋市港区新茶屋二丁目 715番地

2 海東土地改良区

(1) 退任役員

理事	岩田	公雄	名古屋市港区西福田三丁目 922番地
理事	坂井	明子	名古屋市港区西福田四丁目 603番地
理事	佐藤	幸男	名古屋市港区西福田四丁目1014番地
理事	西川	征途	名古屋市港区西福田一丁目1005番地

理事	吉田	賢司	名古屋市港区西福田一丁目1212番地
監事	吉田	智子	名古屋市港区西福田一丁目2206番地
監事	戸谷	勇夫	名古屋市港区西福田五丁目1229番地

(2) 就任役員

理事	岩田	公雄	名古屋市港区西福田三丁目 922番地
理事	後藤	吉孝	名古屋市港区西福田四丁目1017番地
理事	吉田	邦昌	名古屋市港区西福田一丁目1511番地
理事	吉田	賢司	名古屋市港区西福田一丁目1212番地
理事	吉田	良浩	名古屋市港区西福田一丁目 713番地
監事	若松	千代治	名古屋市港区西福田三丁目1106番地
監事	松岡	昭一	名古屋市港区西福田五丁目 401番地

3 西福田土地改良区

(1) 退任役員

理事	服部	政一	名古屋市港区福屋一丁目95番地
理事	市野	録生	名古屋市港区福屋二丁目78番地
理事	石黒	富雄	名古屋市港区福屋一丁目19番地の 1
理事	服部	幸夫	名古屋市港区寺前町31番地の 1
理事	水野	智見	愛知県海部郡蟹江町舟入一丁目 455番地
理事	石黒	昭法	名古屋市港区福屋一丁目 130番地
理事	安井	正敏	名古屋市中川区富永三丁目 158番地
理事	安井	和正	名古屋市中川区富永二丁目 138番地
監事	鈴木	武	愛知県海部郡蟹江町舟入三丁目 627番地
監事	平野	清光	名古屋市港区西福田五丁目1807番地
監事	服部	松一	名古屋市港区寺前町53番地

(2) 就任役員

理事	服部	政一	名古屋市港区福屋一丁目95番地
理事	市野	豊	名古屋市港区福屋一丁目15番地の 1

理事	市野	利和	名古屋市港区福屋二丁目53番地
理事	佐藤	尚子	名古屋市港区寺前町50番地
理事	水野	智見	愛知県海部郡蟹江町舟入一丁目 455番地
理事	石黒	昭法	名古屋市港区福屋一丁目 130番地
理事	安井	正敏	名古屋市中川区富永三丁目 158番地
理事	安井	和正	名古屋市中川区富永二丁目 138番地
監事	鈴木	武	愛知県海部郡蟹江町舟入三丁目 627番地
監事	平野	清光	名古屋市港区西福田五丁目1807番地
監事	服部	博行	名古屋市港区福屋二丁目27番地

名古屋市緑政土木局都市農業課

認可地縁団体の所有不動産の登記移転等に係る公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260条の 2第 1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）が行った同法第 260条の38第 1項の規定に基づく申請を相当と認めるので、同条第 2項の規定により次のとおり公告します。

なお、当該申請を行った認可地縁団体が同条第 1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者等は、市長に対し異議を述べることができます。

令和 4年 5月12日

名古屋市長 河 村 たかし

1 申請を行った認可地縁団体の名称

古新町町内会

2 申請を行った認可地縁団体の区域

熱田区	古新町 1丁目、 2丁目
	八番一丁目25番、26番
	河田町 113番

3 申請を行った認可地縁団体の主たる事務所の所在地

名古屋市熱田区古新町二丁目 125番地

4 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積	所在地
田	99.00平方メートル	名古屋市熱田区古新町二丁目49番

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
古川 勘次郎	名古屋市中川区古新町一丁目55番地
安藤 桂助	名古屋市中川区古新町一丁目32番地
大矢 留次郎	名古屋市中川区古新町一丁目87番地

5 異議を述べることができる登記関係者等の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べることができる期間等

(1) 期間

令和 4年 5月12日から同年 8月12日まで

(2) 方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の 3第 3項に規定する申出書に必要事項を記載し、登記関係者等であること並びに申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類等を添えて提出してください。

(3) 提出先

名古屋市スポーツ市民局地域振興部地域振興課

名古屋市スポーツ市民局地域振興部地域振興課